

日本学生支援機構「JASSO支援金」について(2015.1修正版)

平成26年10月から、日本学生支援機構にて「JASSO支援金」の受付が開始されました。下記出願事項に該当し、願い出した場合は、支援金を支給されることがあります。
該当者で、希望する場合は、学務部学生課奨学掛に申し出てください。

1. 目的

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO支援金の支給を行う。

2. 対象者

本学に在籍する学部学生及び大学院学生（※）（委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等及び研究生を除く。）のうち、平成26年7月1日以降に、次の各号に掲げる事由のある者を対象とする。

ただし、成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）により同一学年にとどまっている者を除く。）、または入学前に発生した災害及び申請は対象外とする。

また、休学中に発生した災害は対象外とする。

- (1) 学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅に、半壊以上の被害を受けたとき。
- (2) 自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続し、かつ、~~申請の時点で避難が継続している~~したとき。

※外国人留学生も対象となります。希望者は、研究国際部国際学生交流課所属部局教務担当掛に申し出てください。

3. 推薦期限

平成26年10月から隨時受付。

自然災害等発生月の翌月から起算して3か月を超えない期間内。

（ただし、平成26年7月1日から平成26年9月30日までに発生した災害にかかる期限は、平成27年1月31日とする。）

（※これは大学への申請期限ではなく、大学からの推薦期限ですので、被害に遭われたら、早急に学務部学生課奨学掛までご連絡ください。）

4. 支給額

10万円（※返還不要）

5. 申請書類

学務部学生課奨学掛窓口又は京都大学ホームページから取得。

■ホームページ
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku>

6. 他の奨学金との併願・併給

他制度の奨学金との併願・併給は可能。

（連絡先）学務部学務部学生課奨学掛

吉田本部構内 工学部1号館1階 TEL:075-753-2535

